

令和7年度 第1回敦賀市いじめ問題対策連絡協議会 資料

- 1 敦賀市における「いじめの認知」の状況について
- 2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

令和7年11月
敦賀市教育委員会 作成

はじめに

＜いじめの定義＞

「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<敦賀市のいじめに対する考え方>

- ◆いじめや暴力は絶対に許されない行為である
- ◆学校は、いじめを生じさせないよう学校・学級経営に努める
- ◆いじめはどの学校や子どもにも起こり得るものであるという認識のもと、適切に早期発見や早期対応ができるよう、教職員一人一人の認識を深める
- ◆いじめが生じた際は、全教職員が毅然とした姿勢で対応し、被害者を徹底的に守り抜き、全ての児童生徒が安全に安心して生活できる環境を守ることを最優先とする

1 敦賀市の「いじめの認知」の状況について

(1) いじめの認知件数

年度	いじめの認知件数(件)		
	敦賀市	福井県	全国
R4	34	1,372	681,948
R5	45	1,750	732,568
R6	61	1,806	769,022

(2) 学年別 いじめの認知件数

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6
R4	0	4	4	4	5	1
R5	0	4	5	5	6	14
R6	3	6	6	17	10	8

年度	中1	中2	中3
R4	10	5	1
R5	6	2	3
R6	9	2	0

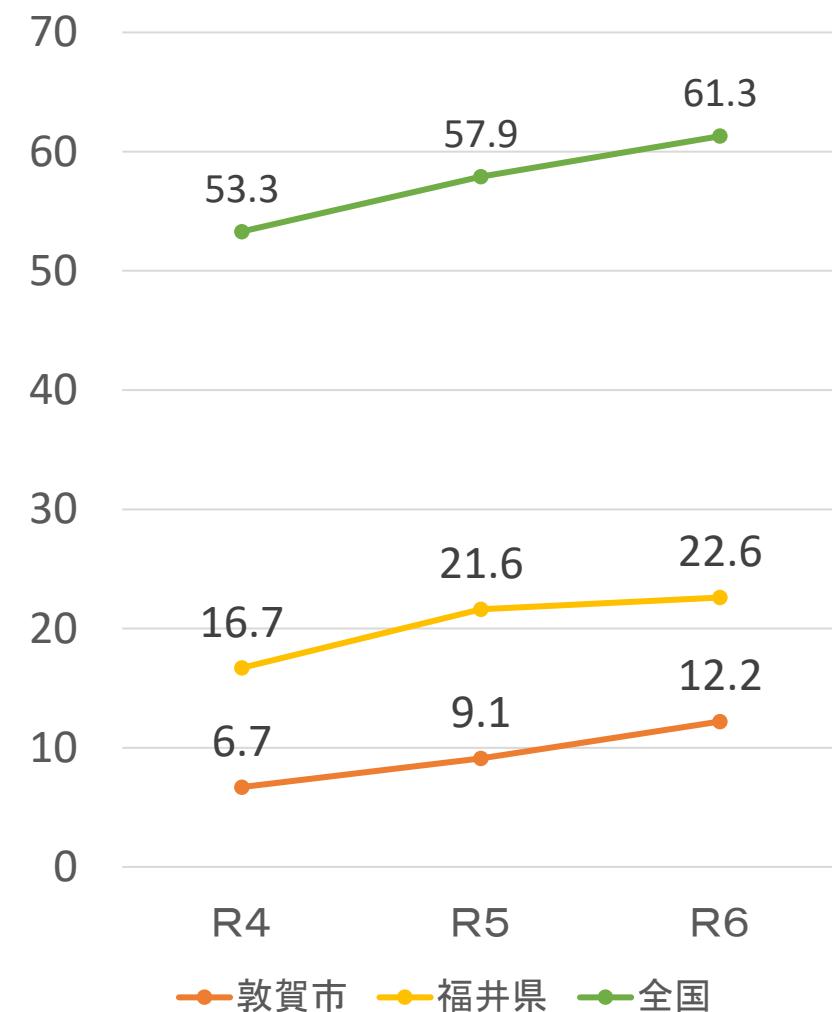
いじめの認知件数が多い学校について、

「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取り組みのスタートラインに立っている。」
(H27.8.17 文部科学省児童生徒課長通知より)

1 敦賀市の「いじめの認知」の状況について

(3) 1,000人あたりのいじめの認知数

年度	敦賀市			福井県	全国
	全体	小学校	中学校		
R4	6.7	5.4	8.6	16.7	53.3
R5	9.1	10.4	6.6	21.6	57.9
R6	12.2	15.8	6.6	22.6	61.3



1 敦賀市の「いじめの認知」の状況について

(4) いじめの様態

※複数回答

<小学校>

年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
R4	33	9	13	1	0	5	3	4	1
R5	22	4	7	2	1	0	5	3	2
R6	6	2	2	0	1	4	5	1	1

<中学校>

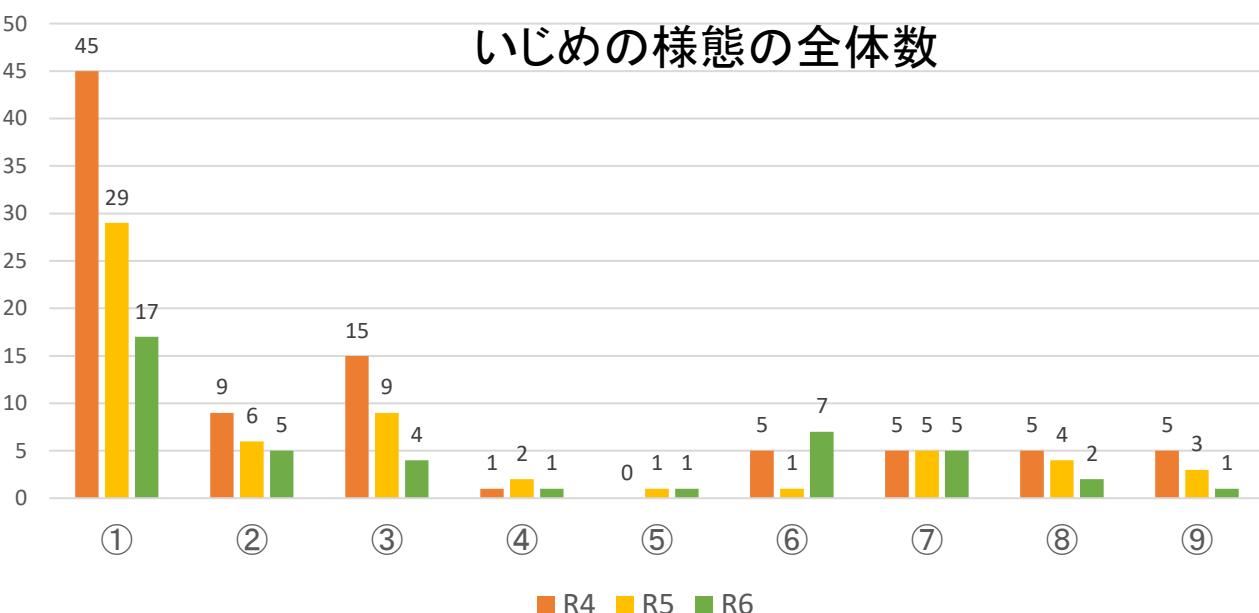
年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
R4	12	0	2	0	0	0	2	1	4
R5	7	2	2	0	0	1	0	1	1
R6	11	3	2	1	0	3	0	1	0

<全体>

年度	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
R4	45	9	15	1	0	5	5	5	5
R5	29	6	9	2	1	1	5	4	3
R6	17	5	4	1	1	7	5	2	1

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句等
- ②仲間はずれ、集団による無視
- ③軽くぶつかられる、遊ぶふりをして、叩かれる蹴られる
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
- ⑦嫌なことや危険なことをされたりさせられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ⑨その他

いじめの様態の全体数



2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

(1) いじめ重大事態を受けた対応の重点項目

児童生徒

1. 精神的ケアの実施

- 児童生徒の状況に応じた精神的ケアの実施
- 家族が相談可能な窓口の提供

2. 学習権の保障

- 児童生徒の状況に応じた学習体制の整備

教育委員会

1. 専門職・外部有識者との連携の援助

- 学校と外部有識者との連携支援

2. 研修・いじめ予防授業の実施の援助

- 教職員の指導力向上を目的とする研修の実施

3. いじめを行った児童生徒への対応

- いじめを行った児童生徒に対する個別措置を検討

学 校

1. 学級風土・学校風土の醸成

- 「学校いじめ防止基本方針」の周知
- 「誰もが安心・安全に過ごせる学校づくり」の推進
- 全ての児童生徒を対象とした発達支持的生徒指導の推進

2. 相談しやすい窓口の設置と周知

- 相談先の情報提供
- 児童生徒の心の状態を把握するための工夫

3. いじめ対応の組織化

- 「学校いじめ防止基本方針」の恒常的見直し
- いじめの早期発見と即時対応
- 組織対応力の強化

4. 専門職・外部有識者との連携

- 「いじめ対策委員会」及び「いじめ対応サポート班」の実効性向上

5. 研修・いじめ予防授業の定期的実施

- 教職員の指導力向上を目的とする研修の実施

6. いじめを行った児童生徒への対応

- いじめを行った児童生徒に対する個別指導・支援
- いじめ防止対策推進法第23条に基づく措置の実施、状況に応じて同法第25条の適用や同法第26条の要請を検討

敦賀市・各学校のいじめ防止基本方針を改定→HPに掲載、懇談会等で児童生徒・保護者等に説明

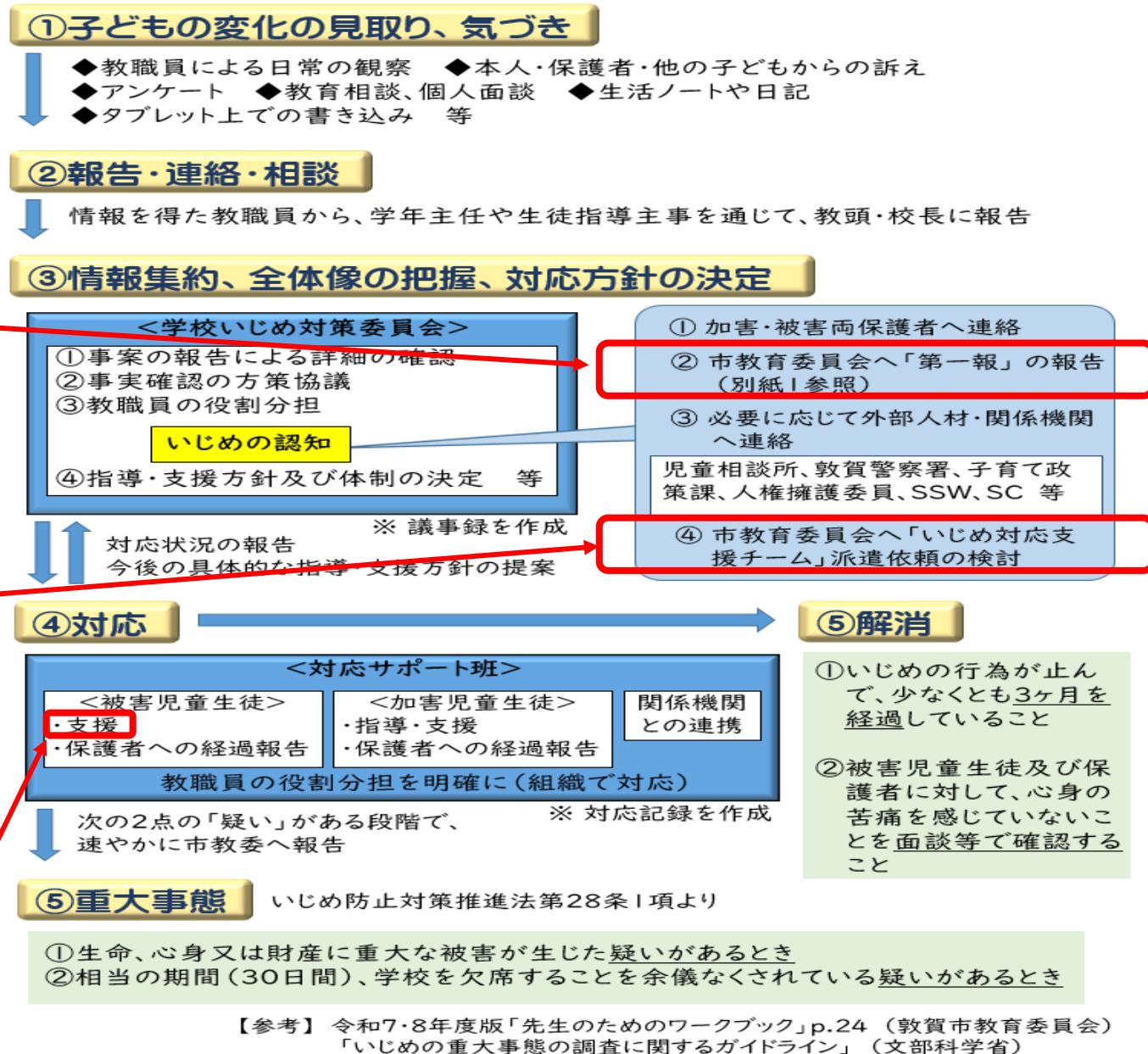
2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

(2) いじめ対応の一連の流れを確認

(3) 「いじめ認知第一報の仕組み」を導入

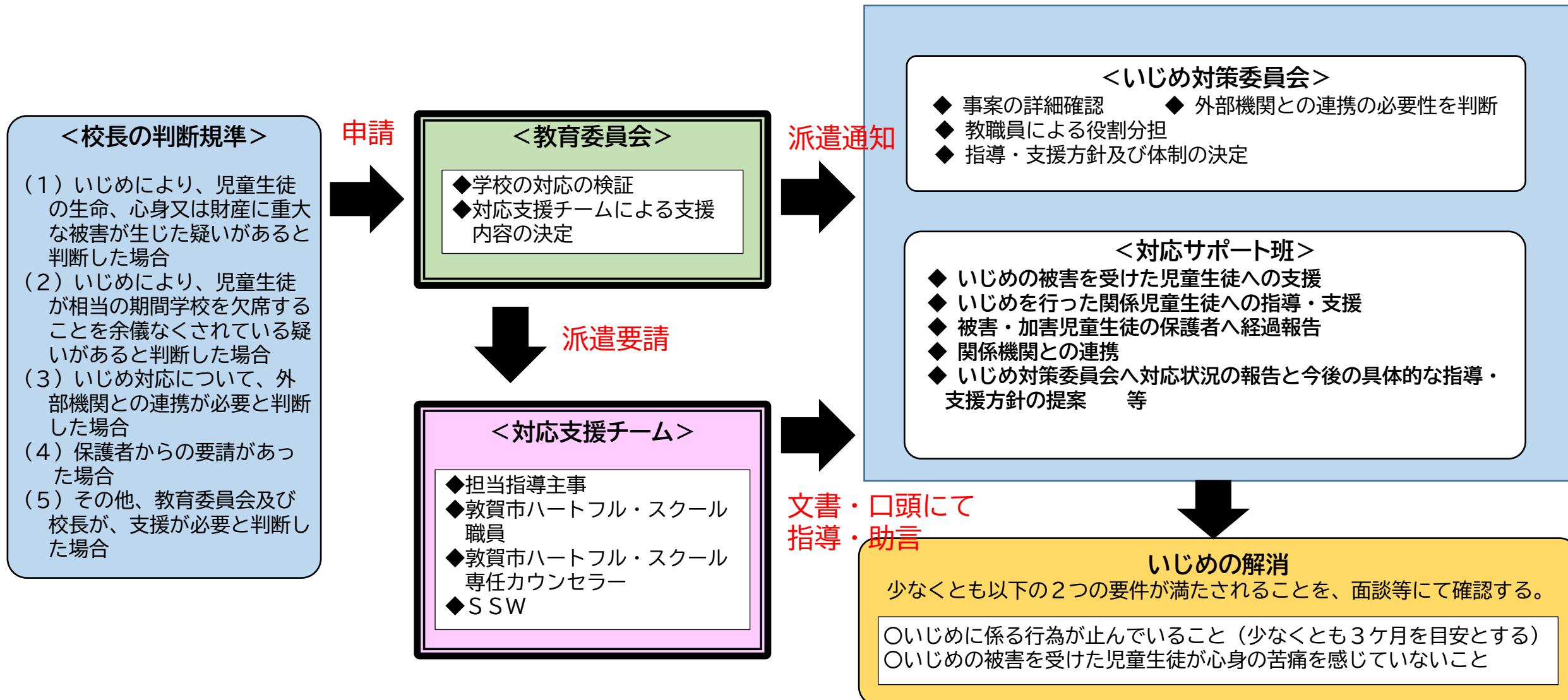
(4) 「いじめ対応支援チーム」の設置・支援

(5) 「いじめの被害を受けた児童生徒の初診受入に関する仕組み」を導入



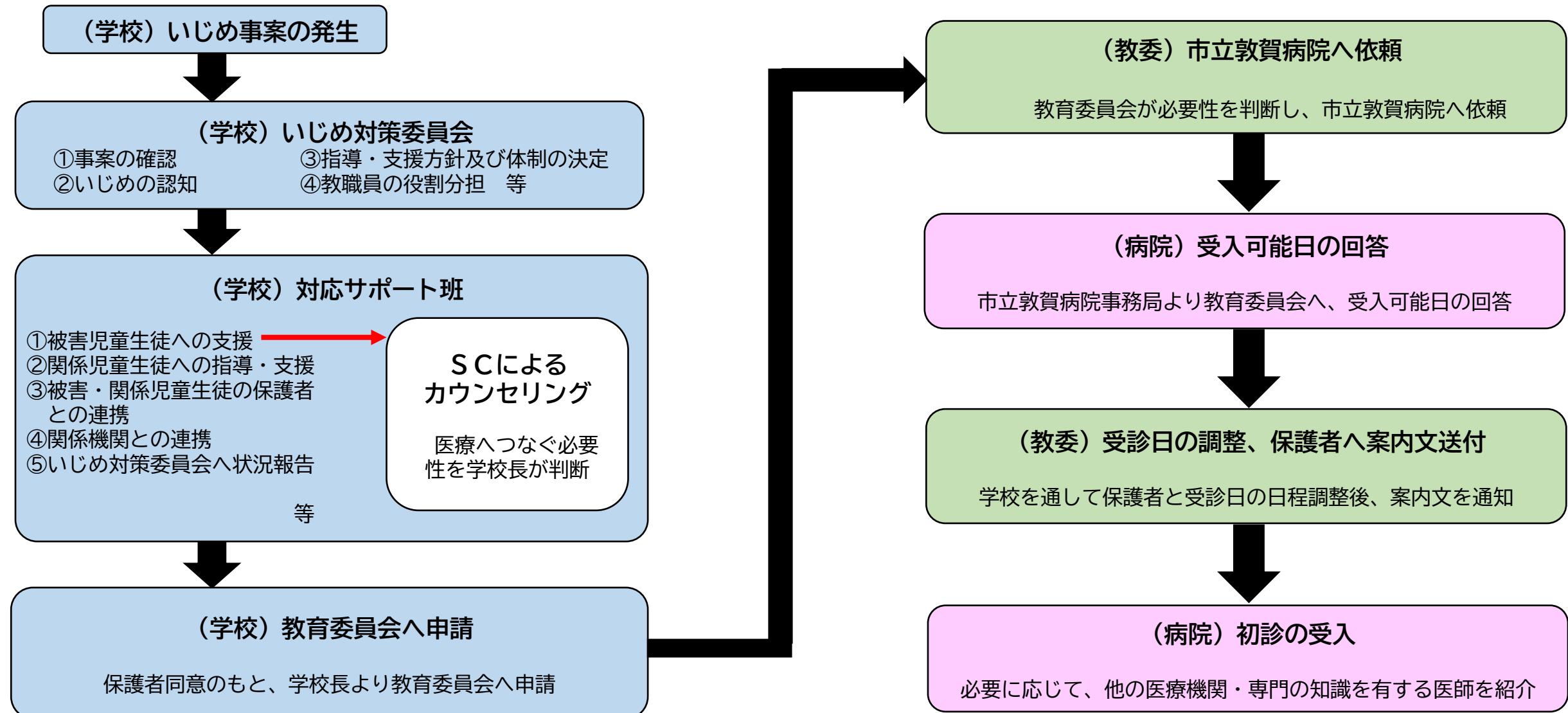
2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

(4) いじめ対応支援チームの設置及び運営に関する要綱



2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

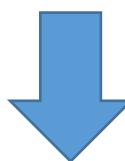
(5) いじめの被害を受けた児童生徒の初診受入に関する要綱



2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

(6) いじめ対応に関するチェックリストを作成

全小中学校長を対象に、年3回
(7月、12月、3月) の実施、
教育委員会へ報告



教育委員会による点検及び指導・支援

いじめ対応に関するチェックリスト(7月)

学校名		チェック	□できない場合の 今後の対応
	チェックポイント		
1	年度初めの職員会議や教職員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、いじめ防止対策推進法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>	
2	実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを發揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>	
3	学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>	
4	学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ①学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ②法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ③重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>	
5	校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付けている。	<input type="checkbox"/>	
	学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認する上に、重大事態が発生した際の連携	<input type="checkbox"/>	

2 敦賀市教育委員会および敦賀市立小中学校のいじめ問題への取組について

(7) 教職員研修の充実

<教育委員会主催の研修>

R7.4.14 敦賀市学校教育ビジョン研修会

対象: 管理職、生徒指導主事、教務主任、研究主任等(44名)

R7.6.03 小中学校生徒指導部会

対象: 生徒指導主事等(16名)

<各学校による研修>

R7.4～7月の期間、市内16小中学校で、合計66回の開催

